

### 3 教育・研究関係

#### ア 教育主体等

| 規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容 |  |        |      |                                  | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--|--|--------|------|----------------------------------|---|----|
| 事項名                                      | 措置内容等  | 実施予定時期 |      |                                  |   |    |
|  |  | 13年度   | 14年度 | 15年度                             |   |    |
| 教育分野における株式会社等の参入<br>（文部科学省）              | 株式会社など国・地方公共団体や学校法人以外の民間主体による教育分野への参入については、会計制度などによる情報開示制度、第三者評価による質の担保及びセーフティネットの整備等を前提に、教育の公共性、安定性、継続性の確保に留意しつつ、特に大学院レベルの社会人のための職業実務教育等の分野について、その在り方を検討する。             |        |      | 検討・結論                            | （文部科学省）<br>平成18年2月、構造改革特区において、引き続き評価を行うことが決定された（「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成18年2月15日構造改革特別区域推進本部決定）。 |    |
| 学校における民間参入の推進<br>（文部科学省）                 | a 国立大学については法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始することとされているが、教育研究業績の評価や私立学校法人との業務運営等の比較も行った上、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、遅くとも法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。 |        |      | 遅くとも法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論 | （文部科学省）<br>国立大学法人評価委員会の意見も聞きつつ、今後、中期目標期間終了時までには検討し、結論を得る予定。   |    |

## ウ 高等教育

| 規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容  |  |        |              |      | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|---|--|--------|--------------|------|--|----|
| 事項名                                       | 措置内容等  | 実施予定時期 |              |      |  |    |
|   |  | 13年度   | 14年度         | 15年度 |  |    |
| 大学の設置等における校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和<br>（文部科学省） | b 将来的には、構造改革特区において専門職大学院について校地を不要としたことの影響も見つつ、大学としての質の確保と継続性に配慮した上で、校地面積基準及び自己所有要件の更なる見直しについて検討する。 |        | 14年度以降継続的に検討 |      | <p>（文部科学省）</p> <p>校地面積基準については、平成17年11月、構造改革特区において、引き続き評価を行うことが決定された（「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成17年10月11日構造改革特別区域推進本部決定）。</p> <p>校地・校舎の自己所有要件については、構造改革特区で講じられている特例措置について、自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成18年度中に全国展開を行うことが、平成18年2月、決定された。（「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成18年2月15日構造改革特別区域推進本部決定）</p> |    |